

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会

鎌情・個審議第7号  
平成23年 2月 7日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 安富 潔

鎌倉市個人情報保護制度の見直しについて（答申）

平成22年11月26日付け、鎌総第1519号「鎌倉市個人情報保護制度の見直しについて」をもって諮問を受けたことについて、別紙のとおり答申します。

市におかれましては、この答申の内容を踏まえ早期に関係条例の改正などの措置を講じ、個人情報保護制度の一層の充実、改善に取り組まれますよう希望いたします。

1 受託者等及びその業務に従事する者の義務及び罰則の規定について  
(第14条・第42条・第43条・第46条関係)

実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者（以下「受託者等」という。）は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない旨を新たに規定することが適当である。

受託者等の業務に従事する者について、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務を課し、さらに、特に重大な違反行為については罰則も科される旨を規定することが適当である。

また、受託者等の業務に従事する者に違反行為があった場合、受託者等も罰則の対象とする両罰規定の対象とすることが適当である。

(説明) 実施機関が事務又は事業の全部又は一部を事業者に委託することは、行政事務の効率化のためしばしば行われているが、現行の条例は、実施機関に対し、受託者に個人情報の適正取扱いのために必要な措置を講じさせる義務を課すのみで、個人情報の保護の徹底という点で十分とはいえない。個人情報を取り扱う事務又は事業の委託をする場合は、受託者等に対しても、個人情報の適正取扱いのために必要な措置を講ずることを義務づけることが適当である。

この場合、実施機関の個人情報を取り扱うという点において、2以上の段階にわたる委託を受けた者の従事者又は従事者であった者は、実施機関から直接委託を受けた者の従事者又は従事者であった者と変わりはない。そこで、再受託者や再々受託者などの従事者又は従事者であった者についても、受託者の従事者又は従事者であった者と同様に、個人情報の適正取扱いの義務を課し、個人情報の流失に関する特に悪質な行為について罰則を科す旨を規定することが適当である。

さらに、個人情報の安全管理を担保するため、受託者等の業務に従事する者に違反行為があった場合には、当該従事者に対し指揮監督権を有する受託者等に対して罰金刑を科すことができる両罰規定の対象とすることが適当である。

## 2 実施機関に派遣されている者の義務及び罰則の規定について

(新規・第42条・第43条関係)

実施機関が使用する派遣労働者については、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業に従事させるに当たり、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務を課し、さらに、特に重大な違反行為については罰則も科される旨を規定することが適当である。

(説明) 行政事務の効率化のため実施機関で派遣労働者を使用する事例があり、事務又は事業の遂行過程において、派遣労働者が個人情報を取り扱っている。

現行の条例では、派遣労働者は地方公務員法との関係で条例第2条の「職員等」に該当しないことから、条例第12条の個人情報を取り扱う職員等の義務の規定の適用はない。また、派遣労働者は、実施機関が労働者派遣事業者との間で締結した派遣契約に基づき実施機関の指揮命令に従って職務の遂行に当たっており、これは委託とは異なることから、条例第15条の従事者等の義務規定の適用もない。派遣労働者を使用する場合の個人情報の保護という点では、なお十分とはいえない。

そこで、まず、個人情報を取り扱う事務又は事業に派遣労働者を使用しようとする実施機関に対し、個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講ずべきことを義務づけるとともに、実施機関の個人情報を取り扱っている又は取り扱っていた派遣労働者に対し、職員等と同様の適正取扱い義務を課し、個人情報の流失に関する特に悪質な行為については、職員等と同様に罰則も科される旨を規定することが適当である。